

# 県立延岡病院院内保育施設運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

県立延岡病院院内保育施設運営業務委託

## 2 業務内容

県立延岡病院に勤務する職員等が養育する乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）を対象とした院内保育施設の運営

## 3 委託期間

令和7年2月1日から令和9年9月30日

## 4 委託場所

委託業務の履行場所は次のとおりとする。

宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10 宮崎県立延岡病院敷地内

## 5 定員、運営日及び運営時間等

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

(1) 健常児保育の定員は20名とし、病後児保育定員は3名とする。

(2) 運営日は月曜日から土曜日及び第2、第4日曜日とする。ただし、年末年始期間（12月31日から翌年1月3日までの間）は除くものとする。

(3) 健常児保育の運営時間は、日勤帯が07:30から19:30までとし、夜勤帯は月、水、金曜日の19:30から翌07:30までとする。

病後児保育の運営時間は、運営日の日勤帯（07:30から19:30まで）のみとし、運営日の祝日を除く月曜日から金曜日までの07:30から10:00まで待機を行い受け入れる。ただし、運営日の土、日、祝日については、前日17:00までの予約のみの受け入れとする。

(4) 利用者のいない日は、閉所日とする。

令和7年4月1日から令和9年9月30日まで

(1) 健常児保育の定員は20名とし、病後児保育定員は3名とする。

(2) 運営日は365日。

(3) 健常児保育の運営時間は、日勤帯が07:30から19:30までとし、夜勤帯は月～金曜日の19:30から翌07:30までとする。

病後児保育の運営時間は、運営日の日勤帯（07:30から19:30まで）のみとし、運営日の祝日を除く月曜日から金曜日までの07:30から10:00まで待機を行い受け入れる。ただし、運営日の土、日、祝日については、前日17:00までの予約のみの受け入れとする。

(4) 利用者のいない日は、閉所日とする。

## 6 保育対象児

保育対象は、県立延岡病院に勤務する職員等が養育する0歳児（生後57日以上）から小学校3年生までの乳幼児又は児童で、一時的に保育を要する場合又は

病後時期にある場合。その他、院長が特に必要と認めるとき。

## 7 費用負担の区分

院内保育所運営に係る費用負担は、次のとおりとする。

### (1) 委託者（病院）が負担する費用

- ① 業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
- ② 施設・設備の修繕等の維持管理費用
- ③ その他、委託者が負担することが相当と考えられる費用

### (2) 受託者が費用負担する費用

- ① 業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ③ 保育園の運営業務に必要な保育材料（おもちゃ、絵本等）、消耗品に係る費用
- ④ 賠償責任保険料
- ⑤ その他「委託者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用

### (3) 主な事業の負担区分

番号	項目	受託者	病院	保護者
1	保育日時（変更、延長保育等）の連絡先	○		
2	名簿管理等	○	○	
3	保護者会の開催等	○		
4	関係機関との連絡調整	○		
5	運営協議会の開催		○	
6	保育料の計算、集計		○	
7	保育料の徴収		○	
8	給食の手配			○
9	乳幼児の賠償責任保険への加入	○		
10	おむつ、着替え、汚れ物入れ等			○
11	保育材料（おもちゃ、絵本等）	○		
12	什器・備品購入		○	
13	施設・設備の修繕、維持管理		○	
14	保育施設に必要な初期遊具・備品		○	

## 8 保育施設の設備及び運営の基準

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 17 日宮崎県条例第 60 号）に定める保育所の基準に従う。

## 9 保健・安全

- (1) 受託者は、月 1 回避難訓練を行う等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- (2) 保育業務従事者の健康管理は、受託者が行うものとする。

## 1 0 児童の事故への対応

受託者は児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、病院はこれに協力するものとする。万一事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処しなければならない。また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入しなければならない。

## 1 1 帳簿の整理

受託者は業務に必要な次の帳簿を備え、管理しなければならない。

- (1) 保育台帳
- (2) 保育日誌
- (3) 身体記録簿
- (4) 入所記録簿

## 1 2 指示事項

### (1) 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 病院の指示に誠意を持って従うこと。
- ② 受託者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならないこと。
- ③ 病院及び保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。
- ④ 国・県等から調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。
- ⑤ 省資源、省エネルギーに努めること。
- ⑥ 衛生管理及び災害防止に努めること。
- ⑦ 病気の感染防止に努めること。

## 1 3 責任者の選定

受託者は、業務の実施に当たり、配置した業務従事者の中から業務責任者を定め、病院に届け出ること。

## 1 4 業務従事者の名簿

受託者は、業務従事者名簿（担当業務・氏名を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して病院に提出すること。なお、異動があった場合も同様とすること。

## 1 5 その他

- (1) 保育所は、病院が実施する消防訓練及びその他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

- (2) 運営に従事する職員用の駐車場については、病院駐車場は利用せず、運営事業者において別途確保するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上定めるものとする。